

## 文献調査結果

○自然再生全体構想の傾向（16構想より）

○自然再生事業実施計画の傾向（14計画より）

平成20年3月3日

## 自然再生全体構想の傾向（16構想より）

		傾向の概要		
自然再生の対象となる区域（法第8条3項1号）	区域	<p>○区域の自然環境は、湿原、河川、森林、二次林といった陸域が多く、海域は少ない状況である。</p> <p>○全体構想の区域は、            ①劣化した自然環境のみを区域とするもの（荒川、巴川、神於山、檜原湿原、霞ヶ浦、くぬぎ山、八幡湿原、上サロベツ、野川、蒲生干潟、森吉山麓高原、阿蘇の12協議会）、            ②劣化した自然環境に周辺区域を加えて区域とするもの（釧路湿原、榎野川、竹ヶ島、石西礁湖の4協議会）の二つに大別される。</p> <p>○実施者の所管地のみを区域として全体構想を作成している協議会が6協議会ある（巴川、檜原湿原、霞ヶ浦、八幡湿原、野川、森吉山麓高原）。</p>		
	区域設定の考え方	<p>○水循環の視点で上・中流域に位置する森林、二次林、河川では、下流部等を含めた流域としての区域設定が少なく、隣接する周辺地域のみを含める構想（荒川、阿蘇、くぬぎ山等）が多い。</p> <p>○湿原では、水の供給源として周辺区域の存在が重要であるため、比較的広い範囲を検討対象範囲として設定している構想（釧路湿原、檜原湿原、上サロベツ）がみられた。</p> <p>&lt;現状課題&gt;            ●上下流、海域への自然的・社会的なつながりが想定される場合においても、当該地域の劣化した自然環境のみを区域としている事例が多い。（なお、区域を拡げた場合、協議会構成員が多くなり、合意形成が難しくなることが一般的に想定される。）</p>		
	土地所有者	<p>○土地所有状況についての記述が不明瞭な構想が多かった。</p> <p>○対象区域はおおむね国公有地に区域設定されていた。</p> <p>○構想段階では、半数以上の構想で民有地を含んだ区域を設定していた。</p>		
自然再生の目標（法第8条3項2号）	自然再生の目標（理念等含む）	全体目標	<p>○目標は、保全・再生に係わる記述（荒川、釧路湿原、巴川、檜原湿原、霞ヶ浦、くぬぎ山、竹ヶ島）が多く、その他としてスローガンの記述（八幡湿原、野川、阿蘇）、多様な内容を盛り込んでいる記述（森吉山麓高原、蒲生干潟）があった。</p>	
	個別目標（方針3（2）ウ）	ゾーニング型	定量的 0	○全体目標において定量的な目標を明記している構想は竹ヶ島のみであった。
			定性的 3 / 16	○目標は、自然や生態系の「保全・再生」に関する事項が最も多く、次いで「地域とのつながり」、「自然環境学習の推進」、「地域の環境の調和のとれた農林水産業の推進」であった。
		タイムテーブル型	定量的 1 / 16	○その他では治水関連、維持管理やモニタリング、景観などについてであった。
			定性的 5 / 16	○「保全・再生」の内容は、生物の生息環境保全等の視点を有している構想（荒川、釧路湿原、巴川、榎野川、霞ヶ浦、くぬぎ山、八幡湿原、野川、蒲生干潟、森吉山麓高原、竹ヶ島、阿蘇、石西礁湖）、生態系の回復等を明示している構想（荒川、釧路湿原、巴川、八幡湿原、竹ヶ島、石西礁湖）、周辺地域とのエコロジカルネットワークを位置づけている構想（荒川、巴川）など様々であった。
		上記以外	定量的 2 / 16	○短中長期目標、計画を立てている構想（神於山、檜原湿原、蒲生干潟、森吉山麓高原、石西礁湖）があった。
	定性的 10 / 16		○個別目標で定量的（数値）目標を明記している構想は少なく（神於山、上サロベツ、蒲生干潟）、大部分は定性的な目標であった。	
地域の環境の調和のとれた農林水産業の推進（方針1（2）カ）	4 / 16	<p>参考となる事例としては以下のとおり。</p> <p>○釧路湿原、八幡湿原、野川では、必要とされる施策（事業内容）、現況と課題、目標、目標達成の評価について整理されており、目標設定にあたり詳細に記述されていた。</p>		
自然環境学習の推進（方針1（2）オ）	9 / 16	○荒川、竹ヶ島、阿蘇では、評価についての記述がないものの、必要とされる施策（事業内容）、現況と課題、目標については整理されていた。		

	地域とのつながり (地域振興、利用等)	11 /16	<p>&lt;現状課題&gt;</p> <p>●全体を通じ、各構想においてできる限り具体的な目標設定が行われているが、地域の自然環境等のデータが整備されることで、より具体的な目標設定が可能となるものと考えられる。</p>
	その他	4 /16	
協議会に参加する者による役割分担 (法第8条3項3号)	役割の形態 (主副の明確化)	10 /16	<p>○すべての構想で、事業（ハード的整備）、モニタリング、管理等に関する自然再生に必要とされる項目毎の分担は明記されていた。</p> <p>○再生事業の協議会の運営や調整、再生事業（ハード整備）、事業中及び事業後数年のモニタリングは行政、地方自治体等の実施者が主体となって対応し、再生事業、モニタリングや維持管理への参加、自然環境学習の実施、参加など、ソフト的な内容はNPOや市民が対応する分担であった。</p> <p>○主体の明確化については、半数以上で明記されていたが構想により役割の細分化（主体、協力、助言、参加等）については差がみられた。</p>
	役割の形態 (主副なし、役割一覧のみ)	6 /16	<p>○参考となる事例としては以下のとおり。</p> <p>○巴川や蒲生では、各事業の取り組み内容を明記すると共に、国、自治体、NPO、市民等の参加者の役割分担を詳細に明記してあった。</p> <p>○檜原では、維持管理に関して役割分担を詳細に明記してあった。</p> <p>&lt;現状課題&gt;</p> <p>●全体を通じ、構成員の役割が明確にされているが、各役割を主体的に担う者が分からない場合が多い。</p>
その他自然再生の推進に必要な事項 (法第8条3項4号)	自然環境学習 (方針4)	記載箇所	<p>16 /16</p> <p>○すべての構想で自然環境学習に関して記載されていた。</p> <p>○全体構想内での記載箇所は、「その他自然再生の推進に必要な事項」、「自然再生目標を達成するための施策」に記載されたものがほぼ半数であり、まちまちな状況である。</p> <p>○方針としては、区域全体を対象に、自然再生区域の特色ある自然、社会環境の理解、愛着を深め、再生事業の理解を得るなどの自然環境学習の全体的方向性に関する記述が多い。</p>
		方針	<p>○具体例としては、現地での自然観察会、学校での環境教育等があったが、構想段階では例示していない構想（霞ヶ浦）がみられた。</p> <p>○参考となる事例としては以下のとおり。</p> <p>○釧路湿原では、現状と課題、目標、手法、成果の評価基準について詳述してあった。</p>
	具体例	<p>○八幡湿原では、組織体制、季節・場所・再生課程における学習資源やそれらの留意点について詳述してあった。</p> <p>○阿蘇では、現状、取り組みの内容・方針・事例について詳述してあった。</p> <p>&lt;現状課題&gt;</p> <p>●構想においては、対象区域における自然環境学習の方向性を示すことが望まれるため、構想内での学習の位置づけを明確にすることが考えられる(現状において、構想内での学習の記載内容及び箇所が区々である)。</p>	
	その他公益との調整 (法第6条)	7 /16	○公益との調整では、都市計画等各種計画との調整が多かった。
	その他		○情報発信、他の地域との連携、維持管理・モニタリング、再生技術等に関する記述がみられた。

## 自然再生事業実施計画の傾向（14計画より）

		傾向の概要	
実施者内の役割分担			<p>○実施者が国や地方自治体、民間団体の協働の場合 事業中・後のモニタリング、維持管理に関する役割分担が明記されていた。</p> <p>○国、地方自治体、民間団体の3者の場合 事業実施中は国も含む全実施者でモニタリングや維持管理を携わるが、事業後は地方自治体、民間のみが分担する計画であった。</p> <p>○地方自治体、民間団体の2者の場合 事業実施中は地方自治体も含む全実施者でモニタリングや維持管理を携わるが、事業後は民間のみが分担する計画であった。</p>
自然再生事業の対象となる区域（法第9条2項2号）	区域		
	土地所有者		<p>○国公有地で行政（国、地方自治体）が実施するケースが大半であった。</p> <p>○民有地で国が実施する場合（上サロベツ）、公有地で民間団体が実施する場合（神於山）がそれぞれ1件あった。</p>
周辺地域の自然環境との関係、保全上の意義及び効果（法第9条2項3号、方針3）	周辺地域の自然環境との関係		<p>○「周辺地域の自然環境との関係」については、水、土砂、植生など要素別の関係について記述してある計画が多く、生態系のネットワークについての記述が少なかった。</p> <p>○「保全上の意義および効果」については、全ての計画で記述されていたが、その内容には差がみられた。</p>
	保全上の意義および効果（根拠等の具体的記		<p>&lt;現状課題&gt;</p> <p>●地域における生態系ネットワークの視点から、「周辺地域との自然環境との関係」や「保全上の意義」を示すことが望まれるが、このような視点を踏まえた構想は数少ない状況にある。</p>
その他自然再生の推進に必要な事項（法第9条2項4号）	自然環境学習（方針4）	記載箇所	<p>○おおむね自然環境学習についての記述がみられた。</p> <p>○実施計画内での記載箇所は、「その他自然再生の推進に必要な事項」、「事業計画」とがほぼ半数ずつであり、まちまちの状況である。</p>
		方針	<p>○方針としては、自然再生区域の自然環境や再生事業の理解を得る、人材の発掘・育成などがあった。</p> <p>○釧路達古武地域、神於山、八幡湿原、野川、森吉山麓高原では、自然環境学習についての方針、内容について詳細に記述していた。</p>
	具体例	<p>○具体例としては、一般市民や学校の児童、生徒を対象とした現地での自然観察会・見学会、環境教育、再生活動・維持管理への参加等の自然環境学習のメニューを例示した記述が多かった。</p> <p>○例示された個々のメニューについては、概要の記載に留まっており、詳細な実施体制、内容はほとんど記載されていなかった。</p> <p>○特に釧路達古武地域では調査体験型、作業体験型の2種類のプログラムの展開、神於山では場所ごとのプログラムの例示や人材育成、管理運営体制の明示、八幡湿原ではNP0の活動実績を元に季節ごとのメニューを例示するなど、メニューの概要や実施体制についても記述していた。</p>	
	備考	<p>&lt;現状課題&gt;</p> <p>●実施計画においては、自然再生事業地を活用した自然環境学習の実施方針を示すことが望まれるため、計画内での学習の位置づけを明確にすることが考えられる（現状において、計画内での学習の記載内容及び箇所が区々である）。</p>	

その他自然再生の推進に必要な事項 (法第9条2項4号)	(事後モニタリング)	9 /16	<p>○事業計画として位置付けている計画が多かったが、維持管理について明示していない計画もみられた。</p> <p>○維持管理の内容は、再生した自然のモニタリング・維持管理に加え、付帯施設の維持管理もあった。</p> <p>○維持管理計画には、項目、内容、場所、実施者・体制等はおおむね記載されていたが、頻度、期間については半数程度で記載されていなかった。</p> <p>○維持管理計画の記載内容はほとんどが概要の説明に留まっており、檜原湿原でのみ具体的な目標、方針（実施内容）が記載されていた。</p> <p>○「順応的管理の実施」「モニタリング結果に応じて計画を見直す」旨の記述があり、順応的管理の考え方を盛り込んでいる計画が多かった。</p> <p>&lt;現状課題&gt; ●再生事業地の管理基準値を設定するなど、順応的管理を実施していく上での方針を示すことが課題である。</p>
	情報発信	11 /16	<p>○一部を除き、情報公開についての記述があった。</p> <p>○情報公開の目的は、事業の周知、理解のためが多く、自然環境学習に係わるものもあった。</p> <p>○情報公開の方法は、HP、広報誌等の媒体が多く、自然再生事業の現地での看板設置、資料の配付等もあった。</p> <p>&lt;現状課題&gt; ●情報発信については、実施計画上、特段の現状課題は見受けられないが、実施において自然再生に関心を示していない方々の理解を得るための工夫が必要となっている。</p>
	その他	4 /16	<p>○その他は、「全体構想における他の小委員会との連携」、「計画見直し」に関する内容があった。</p>
全体構想との整合性 (法第9条4項)	全体の位置付け	10 /16	<p>○おおむね記載されていた。</p>